

# 定 款

---

株式会社プラザホールディングス

# 株式会社プラザホールディングス 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社プラザホールディングスと称し、英文では  
PLAZA HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該法人等の経営管理およびこれに付帯する、または関連する業務を行うことを目的とする。

- (1) フランチャイズ形式による写真店の加盟店の募集および経営指導
- (2) 写真店の経営
- (3) 写真スタジオの経営
- (4) 店舗の販売
- (5) 各種写真の撮影、現像、焼き付け、引き伸ばし、複写、転写の業務
- (6) 写真機、光学機器、写真感光材料、写真用薬品および写真用品の製造、販売
- (7) 写真現像機、コンピュータ、事務用機器、店舗設備、什器備品の販売およびリース業
- (8) コンピュータ、通信機器およびその周辺機器に関するソフトウェアの開発、販売、賃貸
- (9) 通信機器、視聴覚機器、カセットテープ、ビデオテープ、フロッピーディスクの販売
- (10) 印刷用機器およびその周辺機器ならびに印刷用材料の製造、販売
- (11) 写真機材設備およびスタジオの賃貸
- (12) 画像情報、映像情報、音声情報、文字数字情報の提供サービス業
- (13) 画像情報、映像情報、音声情報、文字数字情報の作成、保管、販売、伝送、編集の業務
- (14) コピーサービス業務
- (15) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理
- (16) 企業経営の総合診断指導および調査に関する業務
- (17) キャラクターの企画、開発
- (18) アクセサリー、眼鏡、コンタクトレンズ、陶器、室内装飾品、生花、文具、玩具、人形、遊戯具、記章、日用雑貨の輸出入および販売
- (19) 毒物劇物の販売
- (20) 古物売買ならびにその受託販売
- (21) 印刷業、写真製版業、製本業、出版業ならびに印刷物、出版物、電子出版物（コンパクトディスク・デジタルビデオディスク等）の販売および賃貸
- (22) 金融業
- (23) 銀行代理業
- (24) 前払式証票の作成および販売
- (25) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (26) 広告・宣伝に関する企画、制作、コンサルタント業務ならびに広告代理業

- (27)電気通信事業法による通信事業者およびインターネット接続代行業者の代理店業務
- (28)飲食店、文化教室の経営
- (29)労働者派遣事業
- (30)人材の職業適性、能力の開発に関する教育事業
- (31)各種企業に対する投資および有価証券の保有ならびに運用
- (32)特許権、意匠権、商標権等の知的財産権の取得、売買、使用許諾ならびに運用管理
- (33)前各号に付帯する一切の事業

2. 前項に定めるもののほか、当会社は前項に定める会社等に対する経営コンサルティング業ならびに特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡の業務ならびにこれらに付帯し、または関連する業務を営むことを目的とする。
3. 前2項に定めるもののほか、当会社は第1項に定める会社等の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、資金運営業務およびこれらの代行業務を営むことを目的とする。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8,301,754株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己株式を取得することができる。

(1単元の株式の数)

第8条 当会社の1単元の株式の数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。なお、買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項および本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第13条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

2. 株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地のほか、名古屋市においても招集することができる。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従

い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役社長を1名選定するほか、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役会に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の

決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関するその他の事項は法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当該定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31までの1年とする。

(剰余金の期末配当)

第39条 剰余金の期末配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載また

は記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 剰余金の期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(附則)

(経過措置)

第1条 第6条(発行可能株式総数)、第9条(単元未満株式についての権利)、  
第10条(単元未満株式の買増し)の変更は、2023年10月1日から効力を生ずるものとする。なお、本条の規定は、2023年10月1日経過後にこれを削除する。

[改訂履歴]

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1. 昭和63年3月11日制定  | 14. 平成15年6月27日改訂 |
| 2. 平成元年11月8日改訂   | 15. 平成16年6月29日改訂 |
| 3. 平成4年2月20日改訂   | 16. 平成17年6月29日改訂 |
| 4. 平成5年7月20日改訂   | 17. 平成18年6月27日改訂 |
| 5. 平成6年3月2日改訂    | 18. 平成20年6月27日改訂 |
| 6. 平成6年6月30日改訂   | 19. 平成21年6月26日改訂 |
| 7. 平成7年10月3日改訂   | 20. 平成24年6月28日改訂 |
| 8. 平成8年6月12日改訂   | 21. 平成26年4月1日改訂  |
| 9. 平成9年6月27日改訂   | 22. 平成26年10月1日改訂 |
| 10. 平成10年6月26日改訂 | 23. 平成29年6月29日改訂 |
| 11. 平成11年6月29日改訂 | 24. 平成30年6月28日改訂 |
| 12. 平成12年6月29日改訂 | 25. 令和4年6月29日改定  |
| 13. 平成14年6月27日改訂 | 26. 令和5年6月29日改定  |